

千代田区教育 ICT 推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 千代田区立学校における教育 ICT 推進に係る成果や課題等を検討し、効果的かつ効率的に教育 ICT の推進を図るため、千代田区教育 ICT 推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 区立学校の教育 ICT 推進に関すること。
- (2) 区立学校の教育 ICT 環境整備に関すること。
- (3) 区立学校の教育 ICT の活用に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 区立学校の校長（小学校1名、中学校1名、中等教育学校1名）
- (4) 子ども部教育担当部長
- (5) 子ども部指導課長
- (6) その他教育長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、教育担当部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、開催する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席（音声及び映像の送受信により相互の状態を即時に認識しながら通話をすることができる方法による出席を含む。）がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 必要に応じ、委員会に部会を設けることができる。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置く。

- 2 委員会の事務局は、子ども部指導課が担当し、委員会の庶務を行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。